

## 第2回資料

### 5 議事 I

- ・義務教育諸学校における令和7年度使用教科書の採択に関するについて(諮問写し) ..... 1
- ・義務教育諸学校における令和7年度使用教科書の採択に関するについて(答申) (案) ..... 3



教学指第170号

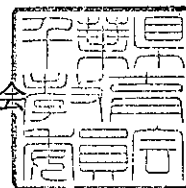
千葉県教科用図書選定審議会 様

義務教育諸学校における令和7年度使用教科用図書の採択に関すること  
について（諮問）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項の規定に  
より、別紙事項について諮問します。

令和6年4月25日

千葉県教育委員会



## 義務教育諸学校における令和7年度使用教科用図書の採択に係る諮問事項

義務教育諸学校における令和7年度使用教科用図書の採択に関する事務についての指導、助言又は援助の内容について

- 1 小学校（義務教育学校前期課程を含む。）用教科用図書の採択に関する事。
- 2 中学校（義務教育学校後期課程を含む。）用教科用図書の採択に関する事。
- 3 特別支援学校用教科用図書の採択に関する事。
- 4 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択に関する事。
- 5 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項に関する事。
- 6 選定に必要な資料に関する事。
- 7 教科用図書採択の公正確保に関する事。
- 8 その他採択業務遂行上で必要な事項に関する事。

義務教育諸学校における令和7年度使用教科用図書の採択に関すること  
について（答申）（案）

1 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）用教科用図書の採択について

令和6年度における小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）用教科用図書の採択については、学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）による改正後の学校教育法（以下「改正学校教育法」という。）附則第9条第1項の規定による教科用図書（以下「附則9条図書」という。）を使用する場合を除き、令和5年度に採択したものと同一の教科用図書を採択しなければならないこと（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条）。

2 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）用教科用図書の採択について

令和6年度における中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）用教科用図書の採択については、附則9条図書を使用する場合を除き、全ての教科用図書について、令和5年度に採択したものと異なる教科用図書を採用することができること。その際、「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」に登載されているもののうちから採択すること（無償措置法第13条第6項）。

3 特別支援学校用教科用図書の採択について

（1）小学部

令和6年度における採択については、附則9条図書を除き、令和5年度に採択したものと同一の教科用図書を採択しなければならないこと（無償措置法第14条）。

（2）中学部

令和6年度における採択については、附則9条図書を除き、全ての教科書について、令和5年度に採択したものと異なる教科用図書を採用することができること。その際、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和7年度使用）」に登載されている中学部用の教科書のうちから採択すること（無償措置法第13条第6項）。

#### 4 改正学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について

- (1) 附則9条図書については、教科書目録に登録されている教科書以外の教科用図書を採択できること。
- (2) 附則9条図書の採択に当たっては、採択権者は、千葉県教育委員会の作成した選定資料を生かし、児童・生徒用の教科の主たる教材として教育目標を達成する上で適切な図書を採択すること。

なお、その場合において、まずは文部科学省著作教科用図書や文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書の採択を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、特に、次のアからエまでの事項に留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類、供給数及び発行者の所在地等についても配慮しておくこと（特に、発行者が企業等の法人であるか個人であるかに関わらず、令和6年度中に供給可能であるかどうかを十分確認しておくこと。）。

- ア 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。
- イ 可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切でないこと。
- ウ 上学年で使用する図書や採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。
- エ 価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。

- (3) 拡大教科書及び点字教科書のうち、ボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

なお、分冊となっている一般図書や拡大教科書、点字教科書については、教科用図書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科用図書と同様の時期に一括して行われるものであること。

#### 5 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項について

- (1) 学習指導要領の趣旨を踏まえていること。
- (2) 第3期千葉県教育振興基本計画に基づく、県の教育施策に適合していること。
- (3) 採択地区の実情、特に施設、設備が考慮されていること、並びに児童・生徒の生活経験、学習能力等に適合していること。

#### 6 選定に必要な資料について

千葉県教育委員会は、本年度、中学校用教科用図書及び附則9条図書の選定に当たって、次の基本的な観点に立って調査研究を行い、別冊の選定資料を取りまとめた。

なお、この選定資料は、教科用図書採択に当たっての基礎資料である。市町村教育委員会等においては、採択のための具体的な観点を定める等適切に調査研究を行い、採択権者の判断に資するよう一層充実した資料の作成に努めること。

また、調査研究に当たっては、教科用図書が障害その他の特性の有無にかかわらず、児童・生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましい。

#### ア 中学校用教科用図書に関すること

学習指導 要領への 対 応	(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現 (2) 学習基盤の育成及び教科等横断的な視点 (3) 教科の目標への適合
内 容	(1) 県の教育施策への適合 (2) 児童への適合 (3) 地域性への適合 (4) 補充的・発展的な学習
造 本	(1) 印刷・製本 (2) 扱いやすさ

#### イ 附則 9 条図書に関すること

内 容	(1) 障害の状態や発達の段階及び特性への配慮 や工夫 (2) 日常生活との関連 (3) 教材の分量 (4) 学習を促す教材の配慮
組織・配列	(1) 系統性 (2) 学習活動上の便宜
表 現	(1) 発達の段階及び特性への配慮 (2) 表記・表現 (3) 意匠（デザイン）
造 本	(1) 素材 (2) 障害の状態への配慮 (3) 扱いやすさ

## 7 教科用図書採択の公正確保について

### (1) 教科用図書選定に係る委員又は調査員等の選任について

教科用図書選定に係る委員又は調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科用図書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科用図書発行者と関係を有する者が教科用図書採択に関与することのないよう留意すること。

### (2) 採択期間における教科書見本の取扱い

教科用図書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限については、毎年度文部科学省から教科用図書発行者に通知されており、それを超える教科書見本の送付、又は採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教員を含む全ての学校関係者その他教科用図書採択に関与し得る全ての者をいう。）に対する献本若しくは貸与は認められていない。

よって採択期間において、採択関係者から教科用図書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることがないようにくれぐれも留意すること。

### (3) 過大な宣伝活動等への対処について

ア 教科用図書採択については、教科用図書発行者に限らず、外部からの働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正な採択を行うこと。

教科用図書採択にかかる教育委員会の会議を行うに当たっては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な審議環境の確保に努めること。

イ 教科用図書発行者の過大な宣伝行為については、その実態を把握し、事前に適切な対策を講ずること。その際、域内の学校等と情報提供をはじめ密に連携し、採択の公正確保を一層徹底することが重要であること。

過大な宣伝行為、その他外部からの不当な働きかけ等により、教科用図書採択の公正確保に関し問題が生じていると考えられる場合には、各採択権者において適切な措置を講ずるとともに、速やかに千葉県教育委員会に報告すること。

### (4) 採択権者の判断と責任について

採択教科用図書の決定に当たっては、教職員の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教員のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。

なお、調査員が作成する資料において、それぞれの教科用図書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科用図書を採択・選定したり、上位の教科用図書の中から採択・選定したりすることとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないように留意すること。

### (5) その他、教科用図書採択の公正確保の徹底については、令和6年3月29日付け5文科初第2567号「教科書採択における公正確保の徹底等について(通知)」の内容を十分に踏まえるよう留意すること。

## 8 その他採択業務遂行上で必要な事項について

- (1) 義務教育諸学校において使用される教科用図書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科用図書が使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされていること。
- (2) 義務教育諸学校において使用される教科用図書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科用図書を4年間採択しなければならないとされていること。
- (3) 採択権者においては、無償措置法第15条の規定に基づき、より一層、採択結果及びその理由等、教科用図書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすこと。  
また、既に公表を行っている採択権者においても、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。  
なお、共同採択地区においては、共同採択地区を構成する各教育委員会と連携して、主体的に公表に取り組むこと。
- (4) 教育委員会の教育長及び委員が十分な時間的余裕をもって教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えるなど、教科書見本を適切に活用すること。